

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外五名提出、第百六十四回国会衆法第一四号)
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外一名提出、第百六十四回国会衆法第一五号)
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名提出、第百六十八回国会衆法第一八号)
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出、衆法第三〇号)

○田村委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民主党の柚木道義でございます。

まず、四法案おのおのにかかわられたすべての皆様に心より敬意を表します。また、私自身は、自身の死生観を別としても議員という立場では、移植によって救える命を一人でも多く救える法体系を支持いたします。

しかし、A案で議論が集中した現行法六条二項一部削除の修正を初め、小児を含む本人の意思の尊重、脳死判定手続厳格化も含めての救急医療体制の整備など、慎重派の方から指摘のあった懸念の解消も不可欠と考えます。各案について申し述べたいことはまだまだありますが、今回、私はそれ以上に、先ほどの委員の方もおっしゃられましたが、手続論について申し述べたいと思います。

まず、各改正案の委員会採決についてです。私は、今回の法案については、委員会採決は行わず、厚労委員長から河野衆院議長への審議の中間報告を求めたいと思います。その上で、本会議での議決にゆだねるべきだと考えます。党議拘束のない党の多い中で、本法案の重みを思えば、前回、平成九年同様に、衆議院本会議全体の意思決定にゆだねることがより広範な意思決定になると考えるからです。さらに本会議での採決方法について、当然議運マターだと認識しており、大変恐縮でございますが、ぜひとも、本委員会の委員長そして理事の皆様方をお願いでございます。

本会議での採決方法は、四案の採決の順番も含めて、平成九年の審議を見ると衆院議長からの諮問を受けて議運にゆだねられることになるのかもしれませんが、私は、ぜひ本委員会の理事会において、さらなる修正も含めて、四案のどれかが必ず過半数を得る形で議決される方法を御検討いただき、中間報

告として申し入れていただきたいのです。

拙速を避けることは重要です。もし衆議院成立後に参議院で必要な修正があるならば、必ず行うべきです。その上であえて私は、時は今であると申し上げたい。前回も、平成元年の脳死臨調設置法可決から、九年に臓器移植法可決。今回もそれから十年以上が経過しています。慎重論もよくわかります。しかし、コンセンサスの醸成自体も国会の責務と考えます。これ以上の不作為は許されません。ねじれ国会にあって、今回のようなケースこそ最終的に、場合によっては衆参両院協議会が機能し得る可能性にも期待します。

このたび御勇退を表明されておられる、そして臓器移植に関して大変深い思いをお持ちの河野洋平衆議院議長と江田五月参議院議長が連携し、文字どおり衆参の英知を結集して、四案の中から修正も含めて必ず成案が得られることを強く望みまして、私の意見表明とさせていただきます。

以上です。